

施設使用料等の改定のお知らせ

日頃から、[大津市民会館](#)をご利用いただきありがとうございます。

令和元年10月1日から消費税・地方消費税の税率が8%から10%に改定されることに伴い、施設の使用料等を改定します。

市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

● 改定後の使用料が適用される日

令和元年10月1日（火）から

※ただし、令和元年10月1日以降の使用分について、令和元年9月30日までに使用許可の申請をして許可を受けた場合、改定前の使用料が適用されます。

なお、予約は、使用の許可申請には当たりませんので、ご注意ください。

● 改定後の使用料

大ホール

	9時～12時	13時～16時	17時～21時	9時～21時
平日	22,770	31,620	44,270	88,550
休日等	31,620	41,740	63,250	113,850

小ホール

	9時～12時	13時～16時	17時～21時	9時～21時
平日	5,060	7,590	10,120	18,970
休日等	6,320	10,120	12,650	24,030

リハーサル室

	9時～12時	13時～16時	17時～21時	9時～21時
平日	2,200	3,300	4,400	8,800
休日等	3,300	4,400	5,500	11,000

詳細は、大津市ホームページの[大津市民会館のページ](#)及び施設窓口にてご確認ください。

【お問合せ先】

大津市民会館

Tel.077-525-1234